

令和7年度 岩手県子育て支援員研修 開催要項

1 研修の目的

全国共通の地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、こども家庭庁が定める「子育て支援員研修実施要綱」に基づき多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とします。

2 実施主体

岩手県（委託先：一般財団法人 保健福祉振興財団）

3 研修内容

この研修は、次の（１）および（２）に掲げる研修とします。

（１）基本研修

- ア 子育て支援員として、最低限度必要とされる子育て支援に関する基礎的な知識・原理・技術・倫理などを習得するものとし、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方等を理解するとともに、子育て支援員としての自覚を持つことを目的とします。
- イ 以下に掲げる方については、希望により基本研修の受講の免除が可能となります。申込書に免除希望の有無を記入してください。併せて、当該資格の免許証等の写しをご提出（氏名変更等により免許証等の氏名と異なっている方は、戸籍抄本（写しで可）を同封）してください。なお、（ウ）に該当する場合、各施設から日々子どもと関わる業務に携わっていることを証する書類（【別紙２】従事証明書）の交付を受けたものをご提出ください。
 - （ア）保育士
 - （イ）社会福祉士
 - （ウ）その他国家資格（幼稚園教諭、看護師等）を有し、かつ日々子どもと関わる業務（保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）に携わっている方。

（２）専門研修

- ア （１）の**基本研修を修了した人**が、子育て支援員として、子育て支援分野の各事業等に従事するために必要な子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野毎の専門的な知識・原理・技術・倫理などの習得を行うことを目的とします。
- イ 専門研修は、下記のコースについて開催します。
 - 地域保育コース 地域型保育（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）
- ウ **専門研修の受講については、基本研修の修了を条件とします。**
※日程および開催場所等は研修カリキュラムをご覧ください。

4 対象者

岩手県内で育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、以下の子育て支援分野の各事業等の職務に従事することを希望する方および現に従事する方。

- (1) 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育補助者
- (2) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者
- (3) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育補助者
- (4) 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者

5 受講の方法

以下のいずれかの方法で受講できます。

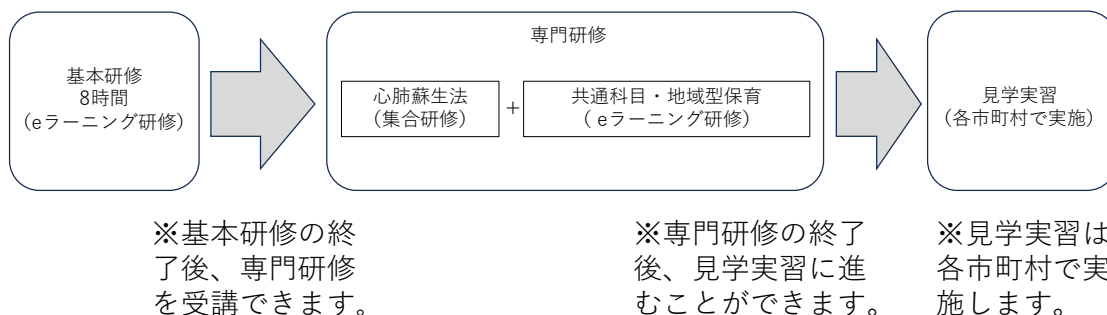
- (1) 専門研修のみ受講する。(基本研修修了者もしくは基本研修免除者のみ)
- (2) 基本研修および専門研修を受講する。
- (3) 昨年度未受講の科目を受講する。(昨年度一部科目修了者のみ)

※基本研修および専門研修（心肺蘇生法の実技、見学実習を除く）をオンライン（eラーニングによる動画配信）形式で実施します。

※心肺蘇生法の実技は集合形式、見学実習は住居地もしくは勤務地にある保育事業所で行います。

- ・オンライン（eラーニング研修）にはインターネットに接続できるパソコン、タブレット又はスマートフォンが必要です。
- ・視聴の際には通信料が発生しますので、可能であれば通信制限のない環境での視聴をおすすめいたします。
- ・eラーニング研修による講義の受講が難しい方は、一般財団法人 保健福祉振興財団までご連絡ください。研修会場を準備し、会場にてeラーニング研修を受講できるよう調整します。
（研修日時、会場は後日連絡します。また受講定員に限りがありますので、ご希望に沿えない場合があります。）
- ・eラーニング研修の受講について、希望する方に対し事前説明会を開催します。
日時、開催場所は研修カリキュラムをご覧ください。

※研修受講の流れ



6 申込方法

- (1) 【別紙1】受講申込書を住居地、もしくは勤務地の市町村窓口へご提出ください
（市町村窓口は、別表1 担当課一覧をご確認ください。）

※基本研修免除希望者の方はあわせて下記の書類を提出してください。

- (2) 昨年度一部受講修了科目がある方は一部科目修了証書の写し
- (3) 子育て支援員研修修了証もしくは基本研修の全科目修了証書の写し
- (4) 資格証の提出が必要な方はその写し（A4サイズでコピーしてください）

※幼稚園教諭、看護師の方は合わせて【別紙2】従事証明書を提出してください。

7 申込〆切

【第1期】令和7年7月25日（金）～9月10日（水）17時まで

【第2期】令和7年7月25日（金）～10月10日（金）17時まで

※先着順ではございません

尚、申し込み締め切り後であっても、定員に達しない場合は追加募集を行う場合があります。随時追加募集についてはホームページにてご案内いたします。

8 受講料

研修の参加費用は無料ですが、以下の費用がかかります。

項目	費用
基本研修講義資料	1, 0 0 0 円 (税込)
専門研修講義資料	1, 0 0 0 円 (税込)
見学実習で必要になる抗体検査等 ※市町村の見学実習先によって検査が必要な場合があります。 ※詳細は受講決定後にお知らせします。	見学実習先により異なります。

※上記のほか、会場等への往復の交通費、e ラーニング受講の際に発生する通信費用は自己負担です。

9 定員

【第1期】 3 0 0 名

※集合研修は 北上市、宮古市、盛岡市の3ヶ所で実施します。

(各会場定員100名)

【第2期】 1 0 0 名

※集合研修は盛岡会場のみです。

※市町村によって申込枠に限りがある場合がございます。

定員を超える申し込みがあった場合、事務局で選考させていただく場合がございます。なお、受講の可否について第1期を9月中旬頃、第2期を10月中旬頃に通知します。

10 見学実習について

本研修では講義のほかに見学実習があります。見学実習は、実際に保育事業所に行って受講していただくものになります。

見学実習は受講申込をした市町村が調整した保育事業所で実施します。

見学実習の詳細については、お申込みいただいた市町村より後日連絡します。

11 受講者の決定

受講者には「受講決定通知書」を送付します。

※申し込み者多数の場合は選考となります。ただし、5 受講の方法の(1)～(3)に該当する方で、現在、保育所・認定こども園・子育て支援事業等に就いている方を優先します。

12 研修の修了要件等

(1) 研修の全科目を受講することにより修了とし、修了証書を交付します。

(2) 病気等の理由により、やむを得ず研修の一部を欠席した場合には、一部科目修了証書を交付します。(e ラーニング研修については、一部受講は認めません。)ただし、その有効期限は、一部科目の研修を受講した年度から1年度以内となります。

(3) 昨年度実施した本研修に参加し、一部修了した科目がある方については、本研修で未受講の科目・実習を修了した場合に、修了証書を交付します。

(4) 昨年度までに基本研修の全科目修了証書の交付を受けた方が、今年度新たに、他のコース等の専門研修を受講する場合には、基本研修を再度受講することを要しません。

(5) 修了証書は、全国の自治体において効力をもちます。

1 3 安心してご受講いただくためのお願い

体調がすぐれない場合は、ご受講を控えていただきますようお願いいたします。

1 4 その他

- (1) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。
- (2) 受講申込書に記入いただいた個人情報については、本研修事業に必要な範囲で利用し、他の目的に利用することはありません。
- (3) 緊急時対応について
自然災害や特別警報の発令等で岩手県と協議のうえ研修の延期、中止等をする場合があります。中止等を決定した場合、研修前日の 17 時までにお申込み時に記載いただいた緊急連絡先へお知らせします。受講申込書に緊急連絡先を必ずご記入ください。

1 5 問い合わせ先（※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。）

<研修に関すること>

一般財団法人 保健福祉振興財団 関東本部

岩手県子育て支援員研修係

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル 5 階

TEL : 03-6261-0307 FAX : 03-6261-0308

HP : <https://hokenfukushi.or.jp/>

<子育て支援員制度その他に関すること>

岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

TEL (019) 629-5460